



2 厚生年金保険

(4) 脱退一時金(帰国するとき)

厚生年金保険および国民年金には、「脱退一時金」の支給制度があります。これは、外国人が日本滞在中に年金に加入し、保険料を6カ月以上納めた場合、日本を出国後2年以内に所定の手続きに従って請求すれば、脱退一時金が支給されるという制度です。詳しくは、最寄りの年金事務所の年金担当窓口でご確認ください。

●厚生年金の脱退一時金の請求について

せいきゅう じょうけん 請求の条件	ていしゅつじょうい 提出書類	てんぶしよるい 添付書類
こうせいねんきん げつじょうおさ 厚生年金を6カ月以上納めた 人で、日本出国後、2年以内 に請求のこと	だつたいいちじきんさい 脱退一時金裁 定請求書(国民 年金/厚生年 金保険)	うつ さいご にほん しゅつこく ねんがっぴ しめい せい 1 パスポートの写し(最後に日本を出国した年月日、氏名、生 ねんがっぴ こくせき しよめい ざいりゆうし かく かくにん 年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ) ふりこみさき ぎんこうめい してんめい してん しょざいち こうざばんごう 2 振込先の「銀行名」「支店名」「支店の所在地」「口座番号」 およ せいきゅうしゃほんにん こうざめいぎ かくにん しょ 及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書 るい ぎんこう はっこう しょうめいしょう ぎんこう こうざしょうめい 類(銀行が発行した証明書等。または、「銀行の口座証明 いん らん ぎんこう しょうめい う 印」の欄に銀行の証明を受けたもの) ねんきん てちょう 3 年金手帳



こうせいねんきん だつたいいちじきん がく へいせい ねん がついくこう ひほけんしゃきかん かた
●厚生年金の脱退一時金の額(平成17年4月以降の被保険者期間がある方)

ひほけんしゃきかん 被保険者期間	いちじきん がく しょうすうてんい か い みまんししゃごにゆう 一時金の額 小数点以下1位未満四捨五入
づきいじょう づきみまん 6 月以上12月未満	へいきんひょうじゆんほうしゆうがく しきゆうりつ たいしやう ほけんりやうりつ 平均標準報酬額(※1)×支給率(対象保険料率(※2)×50%×6)
づきいじょう づきみまん 12 月以上18月未満	へいきんひょうじゆんほうしゆうがく しきゆうりつ たいしやう ほけんりやうりつ 平均標準報酬額×支給率(対象保険料率×50%×12)
づきいじょう づきみまん 18 月以上24月未満	へいきんひょうじゆんほうしゆうがく しきゆうりつ たいしやう ほけんりやうりつ 平均標準報酬額×支給率(対象保険料率×50%×18)
づきいじょう づきみまん 24 月以上30月未満	へいきんひょうじゆんほうしゆうがく しきゆうりつ たいしやう ほけんりやうりつ 平均標準報酬額×支給率(対象保険料率×50%×24)
づきいじょう づきみまん 30 月以上36月未満	へいきんひょうじゆんほうしゆうがく しきゆうりつ たいしやう ほけんりやうりつ 平均標準報酬額×支給率(対象保険料率×50%×30)
づきいじょう 36 月以上	へいきんひょうじゆんほうしゆうがく しきゆうりつ たいしやう ほけんりやうりつ 平均標準報酬額×支給率(対象保険料率×50%×36)

へいきんひょうじゆんほうしゆうがく ひほけんしゃきかん けいさん きそ かくげつ ひょうじゆんほうしゆうげつがく ひょうじゆんしやうよがく そうがく
※1 平均標準報酬額:被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、
とうがいひほけんしゃきかん つきすう じょ え がく
当該被保険者期間の月数で除して得た額。

たいしやう ほけんりやうりつ さいしゆうつき さいご ひほけんしゃ しかく そうしつ ひ ぞく つき ぜんげつ ぞく とし ぜん
※2 対象保険料率:最終月(最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月をいう)の属する年の前
ねん がつ ほけんりやうりつ さいしゆうつき がつ がつ ばあい ぜんぜんねん がつ ほけんりやうりつ
年10月の保険料率(最終月が1月から8月までの場合にあっては、前々年10月の保険料率)のことを、この
ひやう べんぎてき い か
表において便宜的に言い換えています。

しゅってん にほんねんきんきこう
出典:日本年金機構